

平成27年度 子ども・子育て支援新制度における利用者負担(保育料)の見直しについて

(見直し後)

(仮案)

階層区分	利用者負担額(月額:円)								推定年収	入所児童 構成比
	1号	2号				3号		推定年収		
		標準時間		短時間		標準時間	短時間			
		3歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児			
1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	-	0.3%	
2	市民税非課税世帯	1,200 (600)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)	~260万円	7.7%
3	市民税 所得割非課税世帯	2,000 (1,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)	~270万円	4.3%
4	39,600円未満	5,000 (2,500)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)	~320万円	5.6%
5	39,600円以上 48,600円未満	7,200 (3,600)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	11,000 (5,500)	10,800 (5,400)	~330万円	2.7%
6	48,600円以上 61,800円未満	9,400 (4,700)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)	10,800 (5,400)	10,800 (5,400)	14,000 (7,000)	13,700 (6,800)	~380万円	5.4%
7	61,800円以上 77,200円未満	11,400 (5,700)	16,000 (8,000)	16,000 (8,000)	15,700 (7,800)	15,700 (7,800)	20,000 (10,000)	19,600 (9,800)	~420万円	8.0%
8	77,200円以上 97,000円未満	13,600 (6,800)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)	17,600 (8,800)	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)	~470万円	9.7%
9	97,000円以上 112,000円未満	15,800 (7,900)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)	21,600 (10,800)	21,600 (10,800)	27,000 (13,500)	26,500 (13,200)	~510万円	8.0%
10	112,000円以上 133,700円未満	15,800 (7,900)	25,000 (12,500)	23,000 (11,500)	24,500 (12,200)	22,600 (11,300)	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)	~560万円	10.4%
11	133,700円以上 169,000円未満	15,800 (7,900)	25,000 (12,500)	23,000 (11,500)	24,500 (12,200)	22,600 (11,300)	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)	~640万円	12.3%
12	169,000円以上 211,300円未満	15,800 (7,900)	28,000 (14,000)	25,000 (12,500)	27,500 (13,700)	24,500 (12,200)	38,000 (19,000)	37,300 (18,600)	~740万円	10.2%
13	211,300円以上 301,000円未満	18,000 (9,000)	30,000 (15,000)	26,000 (13,000)	29,400 (14,700)	25,500 (12,700)	40,000 (20,000)	39,300 (19,600)	~930万円	9.8%
14	301,000円以上 397,000円未満	20,300 (10,100)	32,000 (16,000)	27,000 (13,500)	31,400 (15,700)	26,500 (13,200)	45,000 (22,500)	44,200 (22,100)	~1,130万円	3.4%
15	397,000円以上	20,300 (10,100)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)	32,400 (16,200)	27,500 (13,700)	49,000 (24,500)	48,100 (24,000)	1,130万円~	2.4%

階層区分	利用者負担額(月額:円)								推定年収
	1号	2号				3号		推定年収	
		標準時間		短時間		標準時間	短時間		
		3歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児		
1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	-
2	市民税非課税世帯	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)	~260万円
3	市民税 所得割非課税世帯	4,400 (2,200)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)	~270万円
4	39,600円未満	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)	~320万円
5	39,600円以上 48,600円未満	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	11,000 (5,500)	10,800 (5,400)	~330万円
6	48,600円以上 61,800円未満	10,800 (5,400)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)	10,800 (5,400)	10,800 (5,400)	14,000 (7,000)	13,700 (6,800)	~380万円
7	61,800円以上 77,200円未満	11,400 (5,700)	15,000 (7,500)	15,000 (7,500)	14,700 (7,300)	14,700 (7,300)	19,000 (9,500)	18,600 (9,300)	~420万円
8	77,200円以上 97,000円未満	15,800 (7,900)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)	17,600 (8,800)	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)	~470万円
9	97,000円以上 112,000円未満	15,800 (7,900)	21,000 (10,500)	21,000 (10,500)	20,600 (10,300)	20,600 (10,300)	26,000 (13,000)	25,500 (12,700)	~510万円
10	112,000円以上 133,700円未満	15,800 (7,900)	24,000 (12,000)	23,000 (11,500)	23,500 (11,700)	22,600 (11,300)	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)	~560万円
11	133,700円以上 169,000円未満	15,800 (7,900)	26,000 (13,000)	24,000 (12,000)	25,500 (12,700)	23,500 (11,700)	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)	~640万円
12	169,000円以上 211,300円未満	15,800 (7,900)	28,000 (14,000)	25,000 (12,500)	27,500 (13,700)	24,500 (12,200)	39,000 (19,500)	38,300 (19,100)	~740万円
13	211,300円以上 301,000円未満	20,300 (10,100)	30,000 (15,000)	26,000 (13,000)	29,400 (14,700)	25,500 (12,700)	43,000 (21,500)	42,200 (21,100)	~930万円
14	301,000円以上 397,000円未満	20,300 (10,100)	32,000 (16,000)	27,000 (13,500)	31,400 (15,700)	26,500 (13,200)	47,000 (23,500)	46,200 (23,100)	~1,130万円
15	397,000円以上	20,300 (10,100)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)	32,400 (16,200)	27,500 (13,700)	50,000 (25,000)	49,100 (24,500)	1,130万円~

(備考)

- 平成27年4月1日現在の児童年齢で算定します。
- ()内の金額は、上段の半額です。1号認定は小学校3年の兄弟からカウントし、2号・3号は幼稚園や保育園、認定こども園等に同時に入所している兄弟からカウントして、2番目が半額、3番目以降が無料となります。
- 母子世帯、父子世帯等の利用者負担は、1号認定が第2・3階層、2・3号認定が第2階層に認定された場合は、無料となります。また、1号認定は第4~7階層まで、2・3号認定は第3~5階層まで、上記の金額から1,000円控除(半額の場合は、全額から1,000円控除した半分)します。
- この保育料とは別に、各園によっては給食費や通園バス代などの実費徴収等がある場合もあります。
- 新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、現行どおり各園が定めます。
- 推定年収は、夫婦(妻はパート労働で所得税が非課税となる程度の収入)と子ども2人世帯の場合で、廃止前の年少扶養控除を反映した大まかな目安です。
- 第3子以降保育料免除事業(第3子以降3歳未満の免除)及び多子世帯保育料支援事業(第3子以降3歳以上の減免)は、引き続き行う予定です。
- 18歳未満の子どもを3人以上扶養している多子世帯については、年少扶養控除等の廃止による影響が生じないよう、配慮します。

(備考)

- 平成27年4月1日現在の児童年齢で算定します。
- ()内の金額は、上段の半額です。1号認定は小学校3年の兄弟からカウントし、2号・3号は幼稚園や保育園、認定こども園等に同時に入所している兄弟からカウントして、2番目が半額、3番目以降が無料となります。
- 母子世帯、父子世帯等の利用者負担は、1号認定が第2・3階層、2・3号認定が第2階層に認定された場合は、無料となります。また、1号認定は第4~7階層まで、2・3号認定は第3~5階層まで、上記の金額から1,000円控除(半額の場合は、全額から1,000円控除した半分)します。
- この保育料とは別に、各園によっては給食費や通園バス代などの実費徴収等がある場合もあります。
- 新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、現行どおり各園が定めます。
- 推定年収は、夫婦(妻はパート労働で所得税が非課税となる程度の収入)と子ども2人世帯の場合で、廃止前の年少扶養控除を反映した大まかな目安です。
- 第3子以降保育料免除事業(第3子以降3歳未満の免除)及び多子世帯保育料支援事業(第3子以降3歳以上の減免)は、引き続き行う予定です。